

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年大磯町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月29日提出

大磯町長 池 田 東一郎